

人発 1126 第 3 号  
令和 3 年 11 月 26 日

各 内 部 部 局 の 長  
施 設 等 機 関 の 長  
地 方 支 分 部 局 の 長  
中央労働委員会事務局長

殿

大臣官房人事課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う  
対策の徹底について (通知)

標記について、今般、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(令和 3 年 11 月 12 日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 3 年 11 月 19 日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。)が示されたことから、内閣官房内閣人事局人事政策統括官より、対策の徹底について別添のとおり通知されたところである。

厚生労働省においても、上記内閣人事局の通知に沿った対応とするが、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードにおいて「低い水準ではあるが感染伝播が継続している状況を踏まえ、ワクチン接種者も含め、マスクの正しい着用、手指衛生、ゼロ密や換気といった基本的な感染対策の徹底について、引き続き、市民や事業者の方々にご協力いただくことが必要。また、少しでも体調が悪ければ検査・受診を行うことが求められる。飲食の際に、一定のリスクの高い状況が重なると集団感染に繋がる恐れもあることを踏まえ、第三者認証適用店を選び、飲食時以外はマスクを着用することが利用者に求められる」とされていることを職員各自が十分認識し、職場での懇親会や歓送迎会等の必要性や感染防止対策につき自覚と責任をもって判断した上で、参加するものとする。特に、大人数での飲食となる場合は、長時間飲食を避けること、換気の徹底、飲食時以外のマスク着用、大声を避けること等、より慎重な対応をとるよう所属長が職員に対して徹底すること。

なお、「「飲食の場面及び職場における新型コロナ感染症対策の徹底について(通知)」(令和 3 年 4 月 1 日付け人発 0401 第 19 号)」については廃止する。

また、独立行政法人を所管する部局においては、貴職より通知願います。